

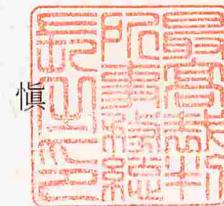
最高裁秘書第369号

令和2年3月5日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



### 司法行政文書の開示についての通知書

令和元年1月6日付け（令和2年1月8日受付、第014618号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

#### 記

##### 1 提供する司法行政文書の情報等

会報書記官第61号抜粋（片面で13枚）

##### 2 提供しないこととした部分とその理由

1の情報には、公にすることにより情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

##### 3 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

## 座談会

最高裁総務局・人事局・情報政策課  
との座談会

令和元年6月28日(金) 開催

出席者		(※肩書きは開催時のもの)	
【最高裁判所】		【日本裁判所書記官協議会】	
総務局第一課長	平 城 文 啓	会 長	植 村 直 樹
同 参事官	石 井 芳 明	副 会 長	維 田 剛 史
同 第二課長	横 山 浩 典	副 会 長	菊 池 恒 夫
同 第三課長	定 久 朋 宏	事 務 局 長	岡 田 隆 正
人事局総務課長	和 波 宏 典	総 務 部 長	綱 島 紀 子
同 総括参事官	後 藤 尚 樹	経 理 部 長	高 須 圭 一郎
情報政策課情報セキュリティ 室長兼参事官	吉 田 智 宏	企画調査部長	川 島 洋 一
		企画調査部副部長	浅 野 良 児

## テーマ

- 裁判所に関係する新たな立法(書記官事務に影響のある法改正)等について【総務局】
  - (1) 民事・行政関係
  - (2) 刑事関係
  - (3) 家事・少年関係
- 書記官事務に関する組織的課題について
  - (1) 書記官事務の整理について【総務局】
  - (2) 適正事務の確保について【総務局】

- (3) 裁判所における緊急対応について 【総務局】
- (4) 民事裁判手続のIT化における書記官事務について 【総務局】
- (5) 効き方の見直しの取組状況について 【人事局】
- (6) 裁判所における女性活躍について 【人事局】
- (7) 裁判事務支援システムの開発状況等について 【情報政策課】
- (8) 情報セキュリティの確保について 【情報政策課】

#### ■座談会内容

令和元年6月28日、最高裁判所事務総局総務局、人事局及び情報政策課と日本裁判所書記官協議会とで、上記テーマについて、座談会を行いました。

その内容は、次のとおりです。

#### 1 裁判所に關係する新たな立法（書記官事務に影響のある法改正）等について 【総務局】

##### (1) 民事・行政関係

民法の改正については、債権関係の規定について、約200項目にわたり見直した民法の一部を改正する法律が、平成29年5月26日に成立しました。改正法は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行されます。

次に、民事執行法の改正については、「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」が、第198回国会において成立し、本年5月17日に公布されました。改正法は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。その主な改正内容は、①債務者財産の開示制度の実効性の向上、②不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策、③国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化及び国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し、④債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し並びに⑤差押禁止債権をめぐる規律の見直し、となっています。①については、債務者以外の第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度が新設され、債権者から申立てを受けた裁判所が第三者に対し情報提供を命じることで、金融機関からは預貯金債権等に関する情報を、登記所からは土地・建物に関する情報を、市町村、日本年金機構等からは給与債権に関する情報を、それぞれ取得することができるようになります。また、財産開示手続の申立権者の範囲が拡大されるとともに、開示義務者への罰則が強化されました。②については、買受申出人に対し自らが暴力団員等に該当しないこと等を陳述させ、最高価買受申出人等が暴力団員等に該当するか否かについて、警察に必要な調査を嘱託する制度が設けられました。それにより最高価買受申出人等が暴力団員等に該当することが認められれば、裁判所は売却不

許可決定をする必要があります。③については、執行裁判所が執行機関となり、執行官に子の引渡しの実施を命ずる旨を決定するとされています。また、子の引渡しに当たっては、子と債務者が共にいることを不要としつつ、子の利益に配慮し、債権者の出頭が原則化され、そして、これらと同様の規律が、国際的な子の返還の強制執行にも採用されています。④については、債権者が取立ての届出等をせずに2年以上にわたって漫然と事件を放置し続けている場面において、執行裁判所の決定により事件を終了させるための仕組みが導入されました。また、執行裁判所が差押債権者に対して送達場所の申出をすべきことを命ずることができるとされ、この場合において、差押債権者が送達場所の申出をしないときは、差押命令を取り消すことができるとされています。⑤については、裁判所書記官が債務者に対して差押禁止債権の範囲変更の手続について教示することとされるとともに、差押債権が給与等債権である場合には、差押禁止債権の範囲変更の申立てのための準備期間を確保するため、取立てができるのは、原則として、債務者への差押命令送達後4週間を経過したときとされています。

また、非訟事件の分野では、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律が、第198回国会において成立し、本年5月24日に公布されました。この法律は、不動産登記の表題部所有者欄が正常に記録されていない登記について、登記官が、表題部に登記すべき所有者を探索し、当該探索の結果に基づき登記を行うこと及び探索の結果、所有者等を特定できなかった土地について、利害関係人の申立てに基づき裁判所が管理者を選任することを内容とするものです。この法律のうち、登記官による所有者の探索等に関する規定については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、裁判所による管理者の選任等に関する規定については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行されます。同法により、所有者等特定不能土地及び特定社団等帰属土地の管理に関する手続が新設される見込みです。

以上のほか、本年2月の法制審議会総会において、会社法（企業統治等関係）の見直しに関する要綱及び公益信託法の見直しに関する要綱がそれぞれ決定され、法務大臣に答申されました。これらの法改正についても、今後、国会への法案提出が見込まれています。

## （2）刑事関係

### ア 法改正等

法改正関係では、平成28年6月3日に公布された刑事訴訟法等の一部を改正する法律のうち未施行となっていた、①取調べの録音・録画制度の導入に関する規定及び②通信傍受の手続の合理化・効率化に関する規定が本年6月1日に施行されました。

①の施行により、裁判員裁判対象事件及びいわゆる検察官独自捜査事件等の一定

の事件について、被疑者の取調べ等の際に作成された供述調書等の任意性が争われたときは、検察官から、被疑者の取調べ等を録音・録画した記録媒体の取調べ請求がなされることになります。

また、②の施行により、暗号技術等を活用することによって立会人なしでの傍受の実施の方法が認められることになり、その際、裁判所が暗号鍵を作成して通信事業者等及び捜査機関に提供することになります。

これらの改正に伴い、関連する規則や通達の改正等の手当てを行いました。

#### イ 裁判員制度の実施状況等について

裁判員制度は、本年5月21日に施行10周年を迎えるました。この10年で1万2000件を超える裁判員裁判が行われ、裁判員・補充裁判員に選ばれた方は全国で約9万人に達しました。また、本年5月には「裁判員制度10年の総括報告書」が公表され、裁判員制度10年の成果と課題が取りまとめられました。報告書にもありますが、国民の理解と協力の下、これまでのところ制度はおおむね順調に運営されており、裁判員を経験された方に対するアンケート結果によりますと、多くの方々から、裁判員として裁判に参加したことは良い経験であったと高く評価していただいている。そして、裁判所職員の対応、裁判所からの情報提供、裁判所の設備などに対する全体的な印象については、引き続き多くの方から適切なものであると評価していただいている。

一方で、様々な課題も明らかになってきており、今後も制度導入の理念や刑事裁判の基本的なありように常にたち返りつつ、検証、改善の努力を続けていくことが必要です。また、今後も更に広く裁判所や裁判員制度についての理解を深め、裁判所を身近なものと感じていただくため、引き続き、各府の実情に応じて、これまでの経験、実績も適宜活用しながら、出前講義等の広報活動により国民に積極的に働き掛けていくとともに、地域社会とも連携しつつ、裁判員制度に対する国民の声を聴き、組織的に裁判員制度の運用の改善に役立てていくことも重要です。

### (3) 家事・少年関係

#### ア 家事関係

##### (ア) 国際裁判管轄に関する規律等の整備

人事に関する訴えや家事事件について、日本の裁判所が管轄権を有する場合を定めたほか、外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決を求める訴えについて、原則として家裁が管轄することを定める人事訴訟法等の一部を改正する法律が、本年4月1日に施行されました。

##### (イ) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が、平成30年11月15日に施行されました。

この法律には、所有者不明土地を円滑に利用する仕組み、所有者の探索を合理化する仕組み、所有者不明土地を適切に管理する仕組みに関する規定が設けられており、このうち、家裁の実務に関係するのは、所有者不明土地を適切に管理する仕組みに関する財産管理制度に係る民法の特例の部分です。

本年2月の法制審議会において、民法・不動産登記法の改正に関する諮問が行われ、同年3月から法制審議会の民法・不動産登記法部会において、所有者不明土地の円滑適正な利用や、所有者不明土地の発生の予防のための仕組みを検討するため、財産管理制度の見直しや遺産分割の期間制限等について、調査・審議が行われています。

#### (ウ) 成年年齢の引下げ

民法の成年となる年齢を18歳に引き下げるなどと内容とする民法の一部を改正する法律が、平成30年6月13日に成立し、同月20日に公布されました。この法律は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行されます。

施行後に成人する子の養育費の支払終期について、国会での審議の内容を、参考として、平成30年7月11日付け家庭局第二課長及び民事局第一課長書簡により送付しています。

#### (エ) 相続法の見直し

相続が開始した場合における配偶者の居住の権利、相続人以外の者の貢献を考慮するための特別の寄与制度の新設、遺産分割に関する見直しなどを内容とする、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が、平成30年7月6日に成立し、同月13日に公布されました。この法律は、主な規定が本年7月1日から、配偶者居住権に関する規定が令和2年4月1日から施行されます。

法改正を受けて、申立書の記載事項に關し、家事事件手続規則の一部が改正されました。これらの改正を反映させた各種申立書や記載例は、裁判所のウェブサイトに掲載されています。

#### (オ) 特別養子縁組制度の改正

従前より、特別養子縁組制度に關しては、原則6歳未満という養子となる者の年齢要件があるために施設入所中の小中学生等について利用することができない、試験養育を開始した後に実父母が同意を撤回することがあるため試験養育を安心して開始することができないといった問題点が指摘されていました。これを受けて、養子となる者の年齢要件の引上げ及び2段階の手続の導入等、特別養子縁組の成立の手続にかかる規律の見直しを内容とする民法等の一部を改正する法律が、本年6月7日に成立しました。この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

(カ) 戸籍法の改正

戸籍法の一部を改正する法律が、本年5月24日に成立し、同月31日に公布されました。この法律は、一部の規定を除き、同年6月20日に施行されました。

この法律では、戸籍訂正の要件の明確化が行われ、届出によって効力を生ずべき行為が無効であることを発見したときに家裁の審判を得て行う戸籍の訂正（戸籍法114条）について、その対象から人事訴訟によりその無効事由を確定すべき認知、婚姻、離婚等の届出に係る行為が除外されることが明示されています。

(キ) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の改正

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律が、本年5月29日に成立し、同年6月5日に公布されました。この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

裁判実務に影響がある事項としては、遺留分に関する民法の特例の対象を個人事業者の経営の承継にも拡大し、個人事業者の後継者が旧個人事業者からの贈与等により取得した事業用資産等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことを可能とする手続が創設されています。

イ 少年関係

少年法の適用対象年齢の引下げに関する議論について

平成29年3月から法制審議会部会において、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項についての審議が続いています。

具体的な状況としては、まず非行少年を含む犯罪者に対する処遇についての議論を進めることとなり、同年9月から部会の下に三つの分科会が設置され、それぞれの分科会に分かれて各論点の議論が交わされ、平成30年7月から再び部会に戻り、分科会での議論を踏まえて、委員・幹事全体での審議が行われています。

その中で、家裁に関係するものとしては、仮に少年法の適用対象年齢が18歳未満となった場合に、比較的軽微な罪を犯して起訴猶予となった18歳及び19歳の者に対し、家裁において、現在の少年審判手続と類似の手続を経て改善更生に必要な処遇や働き掛けを行うことを内容とする制度である「若年者に対する新たな処分」が検討されています。

この制度を設ける場合に、家裁において現在の少年審判手続と同様の調査及び非公開の審判手続を経て、要保護性に応じた処分を行うものとすることについては、部会の中で特段の異論はありません。一方で、新たな処分の対象となるのが、比較的軽微な罪を犯して起訴猶予となった者であることとの関係で、保護観察処分だけ

でなく施設収容処分を可能とするかや、収容鑑別の制度を設けるか、設けるとしてどのような目的のものとするかが議論の対象となっているほか、検察官関与制度や被害者による審判手続の傍聴制度等の少年法に規定されている手続をどの範囲で設けるかや、設ける場合の規定の在り方なども検討課題となっており、今後、少年法の適用対象年齢の引下げの当否も含め検討されると思われます。

法改正や議論の動向については、引き続き各府に對して必要な情報提供を行う予定です。

## 2 書記官事務に関する組織的課題について

### (1) 書記官事務の整理について 【総務局】

書記官事務の整理の考え方があるべき書記官事務の姿を裁判所全体で共有し、裁判手続に真に必要な書記官事務が合理的に遂行される状態を将来にわたって確保することを目指すものであるという理解は浸透してきており、さらに、裁判官と書記官が、裁判手続やそれを支える書記官事務がどうあるべきかを常に意識しながら、日々の執務の中の何気ない事柄をきっかけに、各職場における書記官事務が根拠や目的を踏まえた合理的な事務となっているか再確認し、具体的な実践へつなげていくことも進められつつあると考えています。

もっとも、各府や各部署単位で見ると浸透の度合いや実践の状況は区々となっていることがうかがわれます。一つには、各書記官がこの考え方は難しいと感じているのもその理由ではないかと推測しているところです。この点、書記官事務の整理の考え方は、難しいテーマについて議論するなど特別な取組をいうものではないことを改めて意識していただきたいと思います。日々の執務の中で生じる疑問や気付きについて書記官同士あるいは裁判官との間で議論や検討、意見交換をすることは日常的にあると思いますが、その際には事務の根拠や目的を確認したり、事務処理態勢や事務フローが職場の実情に見合った合理的なものとなっているかどうかも確認したりしているのではないでしょうか。正にそれが書記官事務の整理の考え方を実践している場面です。特別な難しい考え方ではないことを理解していただけるのではないかと思います。

また、現状では、依然として、裁判官と書記官の双方向の議論ができていない実情も見受けられます。裁判官に書記官事務をより理解してもらう一方で、書記官も自身の果たすべき役割に照らして必要以上に裁判官に対して遠慮することなく自分の考えを裁判官に伝えていくことが必要です。お互いの信頼関係を高め、裁判官と書記官が審理方針も含め連携協働の在り方について認識を共有し、双方向の議論を充実させることによって真に必要な書記官事務が合理的に遂行されることになり、それが質の高い裁判の実現につながっていくものと考えています。

(2) 適正事務の確保について 【総務局】

裁判所が国民の信頼を得ていくためには、裁判の「迅速さ」とともに、その「適正さ」を確保することが極めて重要であり、各職員が事務処理の規範は何かを常に意識するとともに、規範に基づいた事務処理を行う態勢が組織的に確立していかなければなりません。適正な事務処理は裁判の質の一部をなすものであり、書記官のみならず裁判官も主体的に関与することが必要です。日常の執務の中で生じた疑問・違和感等の気付きをきっかけに、関係職員間で事務処理の規範を踏まえた議論や検討を重ね、「あるべき事務の姿」と現状のギャップを見つけ出し、それを埋めていくことによって、実際の事務改善や誤りの予防につなげていくことを意識していただきたいと思います。適正事務の確保は、書記官事務の整理の考え方を使った実践の一つの場面であるといえます。

現状では、迅速性や効率性のみを追求するあまり、規範に基づかない事務処理が慣習化していたり、一度起きた誤りの教訓が生かされることなく同種の誤りが繰り返されたり、事務処理遅滞の端緒が見逃されたまま放置されたりしていることが見受けられるほか、事務処理を見直す趣旨が職員に十分に伝わっていないのではないか、異動等を経ることにより見直しの趣旨が引き継がれていないのではないかという懸念を感じさせる状況も見られます。

適正な事務を確保するためには、チェック態勢の構築などの対症療法的な対策を講じるのみではなく、事務処理が規範に即しているとともに過剰なものとなっていないか、事務処理過程自体に誤りを生む要因がないかといった構造的な問題点を分析し、これに対応した継続が可能な合理的な改善策を検討する必要があります。そして、この改善策や見直しの趣旨を適切に引き継いでいく必要があります。

各府で実施されている書記官事務等の査察との関係では、査察の実施及びその結果の還元等を契機として、各部署における事務処理過程自体に構造的な問題点がないか、根拠や目的に照らして合理的な事務処理となっているかなどといった視点からも現状の事務処理を改めて検討し、適正な事務処理を行う態勢が確立されるよう努めていただきたいと思います。

(3) 裁判所における緊急対応について 【総務局】

非常事態については、その兆候を察知し、発生を未然に防ぐことが望ましく、加害行為のおそれがある場合には、その内容に応じて所持品検査の実施等安全を確保するための措置や当事者が対面しないようにするなどの危険を回避するための措置を講じることを検討する必要があります。

書記官には、そのような観点からも自身の担当する事件の情報を積極的に収集する必要があることを日頃から意識することが求められます。また、情報に接した場合は、ささいなことでも速やかに主任書記官や裁判官等に報告し、総務課等の事務局を含め

て組織全体として適時適切な対応ができるように取り計らうことも求められます。

なお、事前に想定することのできない非常事態が発生した場合には、事態のさらなる拡大を防ぎ、適切に事態の収拾を図ることができる態勢の構築も必要であることから、緊急事態が発生した場合に備え、情報伝達、指揮命令系統及び役割分担等について具体的な訓練を行うことも有益と考えられます。加害行為が発生してしまった場合の対応については、平成28年8月23日に総務局参事官から高裁事務局長経由で地家裁にお伝えしている「裁判所の敷地内において加害行為が発生した際の留意点について（事務連絡）」に準備に当たっての留意点をまとめていることから、参考としていただきたいと思います。

#### (4) 民事裁判手続のIT化における書記官事務について【総務局】

民事訴訟手続のIT化については、ウェブ会議等のITツールを用いた現行法下での争点整理の新たな運用（フェーズ1）を開始する特定府が決定しました。令和2年2月頃に運用を開始する予定の府が合計9府、同年5月頃に運用を開始する予定の府が合計5府であり、その後、運用府を順次拡大することが予定されています。新たな運用の開始に当たっては、ITツールの特性を生かして争点中心の集中かつ充実した審理を行うために、円滑なウェブ会議の実施が求められています。そのためには、裁判官、書記官等において機器の使用に十分習熟していただくほか、ウェブ会議用ソフト等の効果的な活用方法、接続不良等のトラブルが生じた場合の対応など、運用上の実践的な課題について検討を進めていく必要があります。また、争点整理の新たな運用の在り方に加え、法改正等を見据えた民事訴訟手続の運用の在り方（フェーズ2、フェーズ3）についても、検討していく必要があります。なお、平成30年7月から、民事裁判手続等IT化研究会（商事法務）において、法制面の課題について検討が進められています。

民事訴訟手続のIT化は、より良い民事訴訟のプラクティスの在り方を検討する重要な契機となるべきものと考えられます。そして、IT化された民事訴訟手続における書記官事務の在り方については、IT化後の訴訟運営の姿を前提として、裁判手続の適正を確保し、裁判の円滑な進行を確保するほか、裁判官を補助し、あらゆる裁判の運営を支える官職である書記官が、どのような事務を行うべきかという観点から検討されるべきものです。民事訴訟を国民に利用しやすいものとし、ひいては適正迅速な裁判を実現する上で、書記官事務を含めた裁判手続を具体的にどのようにしていくべきかについて検討を進めるに当たっては、裁判所全体で幅広く意見交換等を重ねていく必要があり、裁判官、書記官その他の職員には、こうした観点を踏まえ、引き続き積極的に議論へ参加していただきたいと思います。

#### (5) 働き方の見直しの取組状況について【人事局】

4月1日から、公務における超過勤務命令の上限等に関する措置が導入されました

が、裁判所においては、長時間勤務が職員の健康及び福祉や公務の能率に大きな影響を与えるものであることを踏まえ、改めて長時間勤務の解消に向けた事務の見直しについて意識啓発を図るとともに、管理職員を含めた職員の勤務状況の適切な把握に努めているところです。裁判部における書記官事務については、各庁・各職場において、法的な根拠及び本来の目的は何かという視点を十分踏まえた上で、職場実態に合った事務の合理化や業務プロセスの見直し等を不斷に行っていくべきものであると考えており、組織全体として事務の合理化に取り組む必要があると考えています。

(6) 裁判所における女性活躍について 【人事局】

今後、男女を問わず、育児や介護等の家庭事情を有する職員がより一層増加することが見込まれる中、個々の職員がワーク・ライフ・バランスを実現し、活力ある生産性の高い職場とすることで、組織全体としてのパフォーマンスを向上させていくためには、超過勤務削減に止まらず、職場全体における働き方を見直していくことが重要であると認識しております。これまで発行した「ハタラク時報」では、仕事と育児等を両立する職員の姿等を取り上げたところですが、今後とも「ハタラク時報」を通じて「働き方改革」の意義や必要性等について広く職員に周知し、管理職員向け研修等の機会を通じて管理職員の意識啓発も図りたいと考えています。フレックスタイム制についても制度利用が進んでいると認識しているところですが、職員が柔軟な勤務形態を選択できることにより仕事と育児や介護等との両立を推進するなど、より一層働きやすい勤務環境の整備を進め、公務能率の一層の向上を図っていきたいと考えています。

また、上位官職に占める女性職員の割合が他の役職段階に占める女性職員の割合よりも低いことを踏まえ、裁判所特定事業主行動計画において数値目標を設定しているところですが、上位官職に占める女性職員の割合は、平成28年度から平成30年度までおおむね上昇を続けており、主任書記官をはじめとする女性職員の登用は着実に進んでいるものと考えております。今後も引き続き、研修等の様々な機会を通じて幹部職員から行動計画の取組の重要性等について職員の意識啓発に努めるほか、女性管理職員へのサポート態勢の更なる充実や、仕事と家庭生活の両立に向けた支援のための一層の環境整備に努めるなど、女性職員の活躍の推進に向けた取組を進めていきたいと考えています。

(7) 裁判事務支援システム（以下「NAVIUS」という。）の開発状況等について 【情報政策課】

平成28年6月に「裁判所のシステム最適化計画」が改定されましたが、同計画においては、様々な情報システムを統合集約化して運用の合理化を図り、重複投資の排除の観点から、必要な資源を無駄なく裁判所全体で合理的に活用できるように取り組む必要があると定められています。また、システムの開発に当たっては、単に現状の業

務を前提として、利便性だけを追求してシステム化するのではなく、本来の業務の在るべき姿を見据えたものとする必要があることも定められています。

NAVIUSは、この「裁判所のシステム最適化計画」を踏まえ、異なる事件種類の情報システムであっても、可能な限り、共通の機能を利用するというコンセプトの下、複数の既存の情報システムを順次統合していくことを視野に入れて開発を行っているところであり、システム化すべき業務の範囲についても、利便性という観点最優先で網羅的に決定するのではなく、書記官事務の在り方を踏まえて、真に必要かつ相当なものは何かという観点から検討を行う必要があります。

現在、第1次（少年事件部分）の開発が完了し、今年度中に、少年事件を取り扱う本庁及び支部に導入していく予定です。

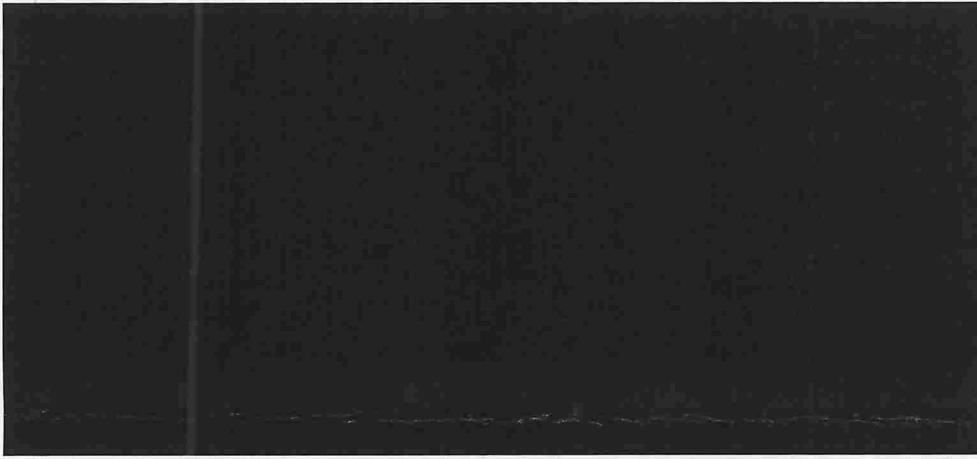
また、これと並行して、第1次（簡裁民事、督促事件部分）及び第2次（高裁・簡裁刑事件部分）の開発も行っており、さらに、令和2年度には、第3次開発として、高裁・地裁民事及び家事事件部分（MINTAS相当部分）の開発も予定しています。

当課では、前述のような視点に立った上で、ユーザにとって利用しやすいシステムになるよう努力しています。

#### (8) 情報セキュリティの確保について 【情報政策課】

##### ア 改定の概要及びこれまでとの相違点

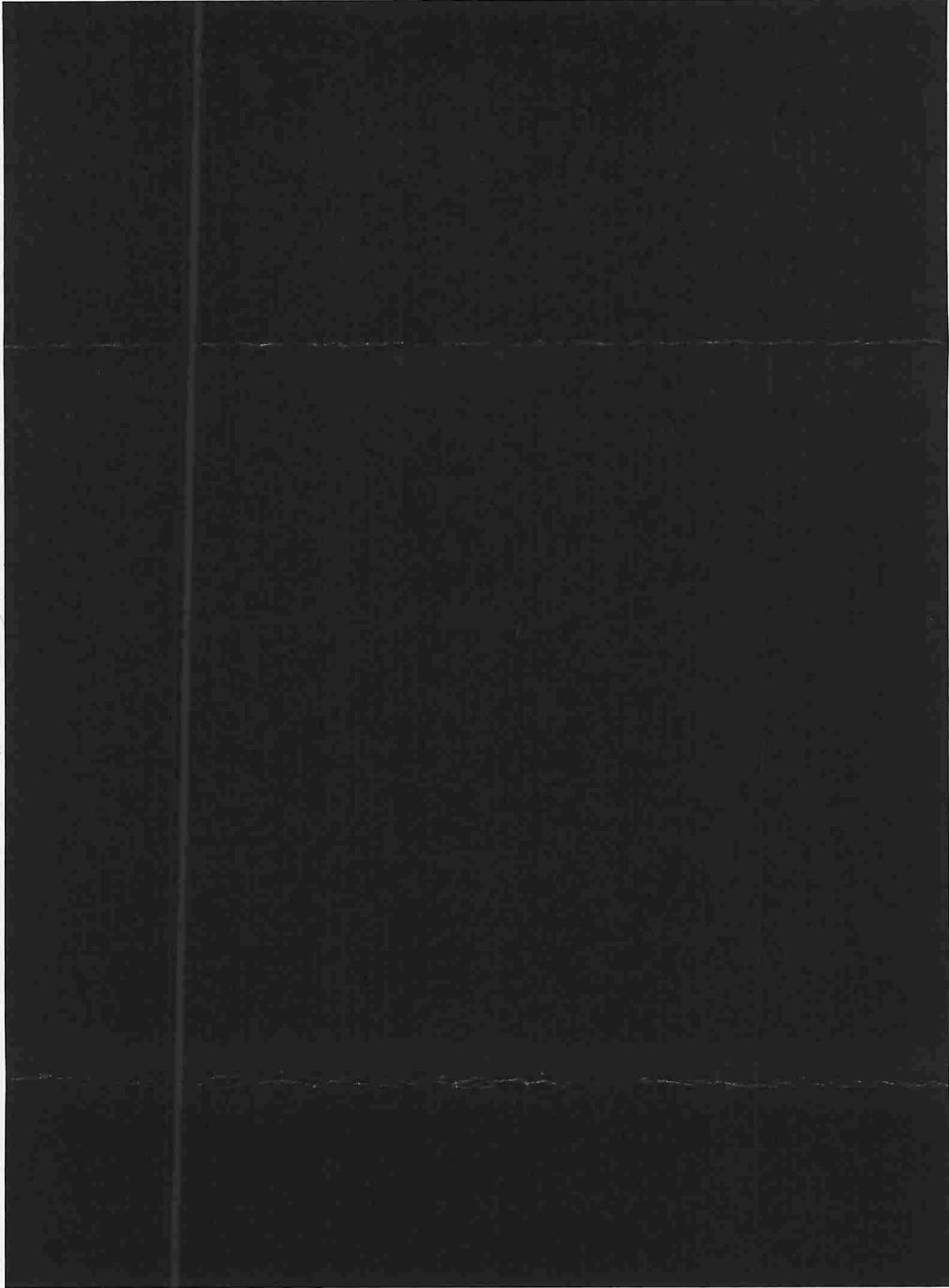
6月から新たな情報セキュリティポリシーが施行されたところですが、改定の主なポイントは、裁判所の職務の特殊性を考慮した部分を一部維持しつつ、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の枠組みを取り入れたことがあります。



また、今回の改定に伴い、情報セキュリティポリシーの構成を整理しました。具体的には、ルールは「総長通達」「対策基準」及び「情政課長通知」によって定め、職員への説明ツールとして、一般的な解説や具体的な情報セキュリティ対策を詳述した「ガイドブック」を作成しました。

イ 書記官事務等の事件処理における留意事項

書記官事務において扱う情報の多くは、裁判事務に關する情報になると思われます。裁判事務に關する情報の取扱いについては、一部を除いて従前と大きく異なるところはありません。そのことを踏まえ、ここでは、その一部の変更点及び事件処理における留意事項について御説明いたします。





(前列左側から石井総務局参事官、横山総務局第二課長、和波人事局総務課長、定久総務局第三課長、平城総務局第一課長、植村会長、継田副会長、菊池副会長、後列左側から岡田事務局長、吉田情報政策課情報セキュリティ室長兼参事官、後藤人事局総括参事官、川島企画調査部長、網島総務部長、高須経理部長、浅野企画調査部副部長) 緋肩書は開催時のもの